

## 熊本市指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について

### 1 指定の効力の停止を受けた指定給水装置工事事業者

指定番号 757

所在地 熊本県宇土市三拾町275番地31

業者名 中川技術サービス

### 2 指定の効力の停止期間

令和7年（2025年）12月23日から令和8年（2026年）6月22日まで

ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力（令和7年（2025年）12月22日以前に熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）第10条第1項の管理者の承認を受けた給水装置工事の施行に係るものを除く。

### 3 事実の概要

（違反1：無届工事）

管理者の承認を受けないで工事を施行したこと。

東区長嶺東5丁目、北区植木町岩野、西区城山大塘3丁目において管理者の承認を受けないで工事を施行した。

（違反2：無断通水）

東区長嶺東5丁目、西区城山大塘3丁目において無断で通水を行った。

（違反3：無許可工事）

道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を行ったこと。

西区城山大塘3丁目において、道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行した。

### 4 指定の効力停止の理由

上記事実により、「熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準」第2条に規定する別表の指定要件違反「7 業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。」の

- ① 無断通水をしたとき。
- ② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに施行したとき。
- ⑧ その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき）に該当するため。

### 5 指定の効力の停止条例等（抜粋）

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条

(指定の効力の停止)

第9条 前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるとき又は別に定める基準に該当するときは、管理者は、同条の規定による指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、第4条第1項の指定の効力を停止することができる。

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者の処分基準第2条

(処分基準)

第2条 指定工事業者の処分基準は、別表のとおりとする

別表（第2条関係）

違反項目	根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容
指定要件 違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号 ホ	7 業務に関し不正又 は不誠 実な行為をしたと き。 ①無断通水、メータ ーの不正 使用等をしたとき。  ②道路掘削許可、道 路使用許可を受けず に工事を施行したと き。 ⑧その他の違反行為 (主として管理者の 承認を受けないで工 事を施行したとき又 は工事完成後管理者 の検査を受けなかっ たと き。)	指定取消し 又は 指定停止 6 月以下  指定停止 6 月以下  指定停止 6 月以下

**【問い合わせ先】**

熊本市上下水道局 総務部 給排水設備課 給水装置班

電話 096-383-1152